

第二十四回国会 参議院商工委員会會議録第十二号

昭和三十一年三月九日(金曜日)午後二時五分開会

委員の異動

本日委員木島虎蔵君辞任につき、その補欠として小野義夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 古池 信三君
河野 謙三君
委員 井上 清一君
西川 弥平治君
島津 忠彦君
白川 一雄君
深水 六郎君
海野 三朗君
藤田 進君

政府委員

通商産業 川野 芳満君
政務次官 岩武 照彦君
通商産業大 臣官房長 佐久 洋君
中小企業庁長官
事務局側 常任委員 山本友太郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

- 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 連合審査会開会の件

○委員長(三輪貞治君) ただいまから本日の委員会を開きます。

まず、委員の異動について報告いたします。本日木島虎蔵君が辞任され、小野義夫君がその補欠として指名されました。以上報告いたします。

○委員長(三輪貞治君) 次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。初めに政府側より提案理由の説明について、の補足の説明を求められておりますから、これを許します。

○政府委員(佐久洋君) 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきましては、先般提案理由の御説明を申し上げましたが、重ねて若干の補足説明をさせていただきます。中小企業金融公庫、商工中金あるいは国民金融公庫、そういう各機関が中小企業の金融については、相当の活動もいたし、また年々資金も増加をいたしまして、かなりの成果をおさめておられるのであります。一般的に輸出が非常に伸び、あるいは非常に豊作であつて、きわめて一般的な見方をすると、経済状況もかなり改善されたといひながら、やはり中小企業方面にはその恩恵というものがまだ十分に浸透してない、こういう状況でありますので、政府といたしましては商工中金の資金をもう少し増したい。同時に低利の金を商工中金にやりまして金利の引き下げもほかりたい、こういうことを考えまして、一応二十億の政府資金を商工中金

に回すことにいたしましたのであります。ところがこの政府資金は資金運用部の資金でありまして、今の法律の建前から申しますと、直接には商工中金に金が貸せないという形になっておりますので、一つの便法といたしまして、運用部資金を中小企業金融公庫に一度貸しまして、その金を商工中金に中小企業金融公庫から貸し付けるといふ形をとったわけであります。もう一つの先ほど二十億と申しましたが、そのうちの十億は今のような形で商工中金に流す。残りの十億は余剰農産物の円資金特別会計から生産性本部に貸しまして、生産性本部から商工中金に貸す。こういう形をとったわけでござい

ます。そこで先にかへりまして、中小企業金融公庫から商工中金に金を貸す場合には、現在の中小企業金融公庫法では貸せませんので、新しく条項を設けるという条文を起した。それが御提案申し上げました公庫法の一部改正でございます。

なお、この金利につきましては、運用部資金が六分五厘でございます。従いまして中小企業金融公庫が商工中金に貸す場合もそこでさやかせぎは全然ありません。六分五厘で貸す、こういうことにいたしましたわけでござい

ます。次に、この中小企業信用保険法の一部改正でございますが、これはこの法律自体が中小企業者に対する金融の円

滑化をはかる一つの方便として昭和二十五年に作られた法律でございます。

先ほど申し上げましたように、中小企業は必ずしも金融状況がよくならない。特に零細企業におきましては、依然として苦しいという状態にあるので、零細企業に対する金融対策として、中小企業信用保険法の一部を改正いたしました。その信用補完の措置を講ずる。こういうのが中小企業信用保険法の一部改正法のねらいでございます。

現在中小企業信用保険法によつて行われております保険は大別して四種類ございまして、一つは融資保険と申しまして、これは一般の金融機関が中小企業者に金を貸した場合にはつける保険でございます。填補率が八〇％で、保険料率は二分一厘九毫ということになっております。

次に、保証保険の中でいわゆる各都道府県にありまする信用保証協会が保証をした場合の保険がございまして、その中でまた二つにわかれておまして、普通保証と小口保証というのがござい

ますが、普通保証というのは信用保証協会が保証をした場合に填補率が七〇％、保険料率を二分という条件で保証をかけるのが普通保証、小口保証と申しますのは、保証の金額を限定いたしまして、従来は個人の企業においては十万円、それが組合の場合においては三十万円、それまでの金額については保証した場合にける保証が小口保証保険というようになっております。これを今度の改正法によりまして、従来の

十万円、三十万円というのを二十万円と五十万円におのおの限度を引き上げるといふ改正が一点であります。

第四番目のこの保証保険の形は、いわゆる公庫の代理業務を行なつて銀行が金を貸し出した場合にそれを保証するための保険であります。保証するためと申しますか、金融機関が代理業務をやつた場合に一つの保証を行なつておられますので、それを保証にける場合の保険でございます。

それから新しく零細企業金融をねらいまして、割賦保証保険という制度を設けたわけでございまして、これは都道府県の信用保証協会がある一定のワケを政府と契約いたしまして、そうしますと金を貸し出すつど自動的に保険がついていくという制度でございます。

この保証の限度は、今度改正しました小口保証保険の限度と同じように二十万円、五十万円というふうなことにしまして、ただ填補率を九〇％に上げて保証協会のリスクを減らしておるといふことと、保険料率を一分四厘六毫と

いうふうなことに低くいたしまして利用者の便をはかつたという点が新しい妙案であります。これによりまして保証協会の活動もかなり活発になることと思ひますし、それに基いてまた零細企業も金を借りる場合に相当の利益があろう、かように考えて御提案申し上げた次第でござい

ます。○委員長(三輪貞治君) 以上尚法案について質疑のある方は順次御発言を願います。

○海野三朗君 この提案理由説明のうちで、昭和三十一年度において二十億円の低利資金を同金庫に供給することとした、このうち十億円は中小企業金融公庫から貸し付けるものとした、その残りの十億円は、その十億円というものは政府出資になっておるのですか、どうなっておるのですか。

○政府委員(佐久洋君) 二十億のうち十億は資金運用部資金でございまして、残り十億は余剰農産物円資金特別会計の十億円でございまして。

○海野三朗君 そうすると、まだ十分読んでみておりませんが、金を貸し付ける部門として非常に出口が多いように思うのですが、こういう点については政府はどういうようにお考えになっておるのですか。その運用を定めて万遺漏なきを期すお考えでここに書いておられるのだらうと思ふけれども、ある程度一元化する必要がないのか、中小企業金融公庫とそれから商工中金、いろいろたくさんございまして、そういう方面に対してはどういうふうにお考えになっておるのですか。

○政府委員(佐久洋君) 中小企業に対する金融の制度がそのときそのときの状況に依りましていろいろに講ぜられたいきさつがございまして関係上、現在は大きく分けまして中小企業金融公庫とそれから商工組合中央金庫と国民金融公庫、この三つがあるわけでございまして、国民金融公庫は主としてこれは零細企業と、それから何と申しますか個人の企業に必ずしも限定しない。資力のきわめて乏しい者に対する金融を扱つておるのであります。商工中金の方は主として組合の系統的な金融を扱つておりまして、組合の組織化を一

つのねらいとしております。それから中小企業金融公庫の方は長期の設備資金あるいは運転資金というものを貸し出す組織でありまして、必ずしも組合に限定はしない。組合を組織し得ないような企業者に対しても貸し出しをやっておるということでありまして、おのおの特徴も異なります。若干ずつ目的も違つておる状況にあるわけでございまして、従いましてこれを一本にするこ

とが果していいか悪いかという点については、よほど研究を要する問題じゃないかと、かように考えておるわけでありまして、よく、商工中金と中小企業金融公庫を合併してみたらどうかというふうな話もございまして、目的が違つたという点はさておいたとしまして、現在の商工中金と中小企業金融公庫を合併した場合に、果して金利というものが大きく下り得るかどうか。それから合併するということになれば、おのずから現在全国に五千くらいある代理店というものは相当減つてくるというふうにならうと思ひますが、従いまして、合併した新しい機関が直接貸し出しをやるということにした場合に、借りる方の側からいって果して便利になるだらうかというふうな点もまた検討の余地があるのではないかと思ひます。なお、現在五千の窓口で中小企業金融公庫の代理業務を行なつておるのを直接貸し出しということになれば、相当のまぬ人間もふやさなくちゃならぬ。より、よく過去五千の代理店で業務になつてきた今日、それを全部廃止して新しく技術的に不なれなものをふやして、どこまで能率が上がるだらうかというふうな点も考慮しなければならぬと思ひますが、今、私どもはこれを

合併した方がいいという結論には至は到達しておりません。今後の研究課題として検討いたします。

○海野三朗君 私前国会からまだこのことについて質問してきたのでありますが、この地方の代理店を置いておられますから、中小企業金融公庫の発足した本来の趣旨にもとるような場合にまかしてあるものですか、銀行といふものは、ほかの中小企業はどうあるかと、貸した金が間違ひなく取れることをもって主眼としておる。従つて本来の目的よりも少し逸脱した方面にも流れておつた形跡を私は見ておるのではありませんか、そういうことがあつてはならないということを、この前委員会が私が強く要望したのでありまして、その後中小企業庁としては、直接貸し出しというふうなことは一体パーセントにしてどれくらいおやりになつておるのか。その点を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐久洋君) 中小企業金融公庫の代理店が必ずしも本来中小企業に設立された趣旨通りに円滑な貸出しをやつていないという点については御指摘は、私もしばしば耳にしておりました。その改善にはそのつど努力をして参つたつもりであります。最近むしろ商工中金に対する批判よりも中小企業金融公庫に対する批判が非常に強いという点は、確かに何かそこに大きな原因があるに違ひないと思ひまして、中小企業金融公庫の当事者にもしばしば警告をいたし、改善の措置も講じて参つておりますので、なお今後そういう方面についての努力を十分いたしたいと考えております。

また今お話しした直接貸しの点でございまして、これは昨年の十月から開始いたしましたので、三十年度としては二十億を直接貸し出し出そうという計画で始まつたものでございまして、今日まで貸し出された金額は三億三千万円でございまして、なお年度末までに貸し出されると思われる金額はざつと十億でございまして、それから三十一年度におきましては貸し出しの金額を三百億と予定しておりますが、そのうち六十億

カーでもみすみすそこには大した利益がないからといつて逃げておつた。都民銀行です。名前を言つてもいいのですが、私は本来の目的からいふとけしからぬ現象であるのじゃないかと思ひました。直接貸しをするようにされたらどうかという点をこの前申したのでありますが、直接貸しにそのようなものがありとすれば、パーセントからいへば何パーセントぐらいになつておりますか、それをお伺いいたします。

○政府委員(佐久洋君) 中小企業金融公庫の代理店が必ずしも本来中小企業に設立された趣旨通りに円滑な貸出しをやつていないという点については御指摘は、私もしばしば耳にしておりました。その改善にはそのつど努力をして参つたつもりであります。最近むしろ商工中金に対する批判よりも中小企業金融公庫に対する批判が非常に強いという点は、確かに何かそこに大きな原因があるに違ひないと思ひまして、中小企業金融公庫の当事者にもしばしば警告をいたし、改善の措置も講じて参つておりますので、なお今後そういう方面についての努力を十分いたしたいと考えております。

また今お話しした直接貸しの点でございまして、これは昨年の十月から開始いたしましたので、三十年度としては二十億を直接貸し出し出そうという計画で始まつたものでございまして、今日まで貸し出された金額は三億三千万円でございまして、なお年度末までに貸し出されると思われる金額はざつと十億でございまして、それから三十一年度におきましては貸し出しの金額を三百億と予定しておりますが、そのうち六十億

を直接貸しで貸し出そう、こういう計画でございまして。

○海野三朗君 今日までお貸しになつたところで焦げつきになつたところがありますか。それがもしありとすればどんな割合でありますか。焦げつき、つまり規則通りに金を入れられなかつたところ、金を借りた上で焦げつき、いわゆる期間が来てそれがきちんと返し得なかつた金高はどのくらいでありますか。

○政府委員(佐久洋君) 今日まで焦げつきの金額というのを、貸し出しを始めてから期間がまだ到達してないのではありませんが、期限経過後三カ月以上を経過したものにつきましては若干ございまして、件数として七%、金額で二・四%でございます。

○海野三朗君 もう一つ伺つておきたいのですが、多少の焦げつきがあることもまたこれはやむを得ないことであると思ふのです。これはとにかく本来の目的に向つてこれを使用するという点については、やはり中小企業の方から出店を作るといふときには、人員の配置の關係もあつてありまして、人員の配置の關係もあつてありまして、出張所といふものを一体何カ所ぐらいに今お持ちになつておるのですか、銀行以外の。

○政府委員(佐久洋君) 現在は東京に本店がございまして、ほか、大阪、名古屋、福岡、札幌、四カ所に支店がございまして、なお三十一年度におきましては、仙台、金沢、高松、広島に支店を設置する予定でございまして。

○委員長(三輪貞治君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。

○海野三朗君 中小企業庁長官に伺いますが、この三十一年度において二十億円云々とありますが、申込件数のうち何件くらいに金を出しておられますか。二十億円で一体金は十分なんですか。国の予算から見ると、鼻くそほどのように思ふのでありますが、中小企業なんというものは、ほとんどこれはお情け的な何か金を出したように考えられるのですが、申し込み件数に対して何件くらい金を融通しておられますか。

○政府委員(佐久洋君) 先ほど申しました二十億と申しますのは、それだけが商工中金の三十一年度の原資ではございませんので、政府が貸し付ける金が二十億である、こういうことでございまして。そしてその二十億のうち十億が先ほど申しましたように資金運用部資金であります。残りの十億は余剰農産物円資金特別会計のもの、そのほかに商工中金としては債券の発行あるいは預金の増加というふうなものを考慮いたしますし、さらに状況に依りましては借入金というふうなことも考えまして、三十一年度としては純増として百億を考へてゐるわけでござい

○海野三朗君 申込件数に対して何パーセントぐらい金を貸しておられますか。申込みはやつてもこれは落第だというふうなものがあつたでしょうか。申込件数にどのくらい金を出していますか。大体の見当でいいです。

○政府委員(佐久洋君) ここで正確な数字を持つておりませんが、商工中金の場合には大体組合あるいは組合員でありますから、見ず知らずの人が金を借りにくるという例はないのでありますから、相当申し込みに対する貸し出しの率が高いのではないかと申してお

○海野三朗君 それではもう一つ、今まで私が地方の話を聞いて見ますと、なかなか金が借りられない。それでまた容易に銀行はうんと言わなかったのです。金がないかどうか知りませんが、それでたくさん申し込み件数があつて、そのうち合格して借りられるのは、実にその九牛の一毛であるという話を私は聞いておるのであります。年間まあ百億ぐらいの金を何件ぐらいにこれはなるのでしょうか、大体件数は。

○政府委員(佐久洋君) 先ほどの申し込みに対する貸し出しの率、これは正式に、ただ口頭で貸してくれませんかというふうなことでなしに、正式に申し込みをやつた場合、それに比較して大体八割が商工中金の貸出率となりま

○海野三朗君 中小企業金融公庫の……

○政府委員(佐久洋君) 中小企業金融公庫の方は残高で見ますと一万八千二百件でございまして。

○海野三朗君 私は中小企業庁長官に重ねてお話を申しておきたいと思ふのですが、昨年でありましたか、関東金庫という会社があるのです。これは機械の製造工業です。でここで金を借り

たいからと言つてきましたが、それはどうこういうふうにしてその出先に行つて金を借りろということをお教えしてやりましたところが、その取引銀行は都民銀行であつた。そうしたところが書類を出せと言われて、出した青写真の数が何と四十枚以上になつておるのです。それをよりやく作成をして、注文先はこれこれである、それでこれから上る利益はこれこれ、それであるからこれに金を七百万円ほど出してもらいたいという話だつたのです。ところが結局その青写真も私見たのです。四十枚以上ですよ。ところが結局都民銀行の方ではそれには貸されな

い、不確実であるから貸されないといいことになつてそこがばかをみたわけですが、四十何枚の青写真を幾組も作りましたが、それと私が重ねて申しましたのは、単に銀行屋だけにまかせておつちやいけないんだ、銀行屋はその利益の上の方にしか出しませんから。それで今この工業方面の資金に困つておるところを救うというにはなつていない。都民銀行です、これは明らかに私ははつきり申し上げますが、東京都内にある都民銀行です。私はこの中小企業金融公庫というものを設立したその根源にさかのほつて考へてみると、本来の趣旨に沿つていない。そういうことがあつたから、特に私は中小企業庁長官にやかましく申し上げましたは、本来の目的に沿つていない。それでないだかなければならない。そうでないと利益の上の方面にばかり銀行がやつていくものですから、中小企業の方にはあまり力を注がない、都民銀行はその一つの例であります。青写真も作れ

といふことであつて、青写真が一組で四十何枚です。これは大した膨大なものです。機械設備から全部作らして、作らしたあげくお金を貸さない、あつたのだ、それでは仕方がない、あつたのだ、何ともしようがない。こういうのを私は眼前に見ておるのであります。これに類似した事例はたくさんあるだろうと私は思ふのです。もしだめなら初めからだめだと言つてくれればいいのだけれども、窓口まで引きよせておいて、さんざん青写真を作らしてしまつて、それから断るといふ、たしか関東金庫かなんかの会社です。相手方は都民銀行、そこにも私は電話で言つてやつたことがあるのです。この工場をよく調べてどうにかしてくれといふことを言つてやつた。結局そこで都民銀行で重役会議にかつた。ところがどうも不安心である、ここには金を出さんといふことに重役会議できまつたから出さない、というふうな返事であつた。そういうふうな現象が東京都ばかりではない、地方にも私はある。だろつと思ふのです。注文がこれだけある、これこれからの注文をもらつておるから、これだけの還元債務をすれば助かるのであるからと言つて精細に調べた、四十何枚ありました。そういうことがあつたので、私は法案が出ると、また去年のことを思い出して、特に企業庁長官にその辺に対するはつきりした御信念を私は重ねて伺つておきたい、こう思ふのです。

○政府委員(佐久洋君) 実際の窓口、つまり代理業務を行なつておる窓口も相当の行き過ぎをやつておると思われ

で、実際に中小企業金融公庫から、各代理店に対して必要上取るべき書類等も、かなり詳細に指示をしておるのであります。窓口としてはそれ以上のものを取つてゐる例があるようです。これはそういう窓口の指導監督という趣旨をもちまして、本店の方からも常時人を各方面に回して、プロックごとに人を集めて、その行き過ぎのないようにという指導はしております。

なお、今後は、先ほど申し上げましたように、支店も相当拡充されますので、そういう方面の活動と相俟ちまして十分に改善をしてゆきたい、かように考へます。

○西川弥平治君 二、三点伺つてみたいと思ひますが第一に、中小企業金融公庫は、今最高の貸付を一千万といふことをきめておるようでありましたが、ところが聞くところによると、暫定的にそれを一千万は貸さないで、それからかなり下げたものを最高として貸しておるやに私は聞いておるのですが、その後におきましては、さらに一千万まで貸しておるという話も聞いておるのですが、実際最高限度を貸しておるのか、おらないのか、さうであるか、さらにはまた最高限度をどのくらいにの程度まで貸しておるのか、これをちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐久洋君) 現在は個人企業については一千万、組合については三十万といふのが最高の限度でございまして、これを何と申しますか、それよりも特に下げて貸しておるか、それはないはずであります。また今の一千万、三千万といふのも一応の限度でございまして、たとえば昨年あたりまでの石炭の不況のような場合には

三

これを三千万まで上げた例もござい
すし、なお中京地区のある大きな組合
に対しては三千万をこして貸した事例
もございます。

○西川弥平治君 組合に対してはその
通りであります。ただし個人企業
に対してはどうか。一千万は貸さないの
だといふような、いかに一千万まで借
りたいといふてあらゆる資料を出して
も、一千万まで貸さないといふ話を私
は聞いたのです。聞いたのですが、そ
の後また貸すのだといふことを聞いて
おるのですが、その辺の程度をもう一
ぺん、どうもはつきりしないのです
が……

○政府委員(佐久洋君) それは具体的
な例がある。一番よくわかるのです
が、一千万は貸さないのだという方針
は、これは全然ございせんし、それ
から必要がある場合には一千万は貸し
てはいるはずでございます。こういうふ
うに現実に貸し得るにもかかわらず貸
さなかつたのだという例があると、私
ども調べが非常に楽なものでございま
す。今のお話だけでは、私どもの知
る限りでは特にそういう一千万を限
度としながら実際には貸さないとい
うことは考えておりません。

○西川弥平治君 それからこの中小企
業という見解でございすが、資本金
一千万円というふうなことをやはり言
われておつたように記憶しております
が、実際そういうふうになつておるの
でありますか。それと同時にもう一つ
資本金は、これはたとへてあります。
たとへ五百万円であるけれども、その
会社の内容がものすごく資産を、いわ
ゆる固定資産を持つておるといふ、流
動資産はないけれども固定資産を持つ

ておる。そうするとこれは資本金が小
さいけれども実際は中小企業ではない
といふような判定を下されて、金が借
りられなかつたといふようなことを聞
いておるのであります。実際どうな
んでしようか。

○政府委員(佐久洋君) 資本金一千万
円、従業員で申しますと、一般の
製造工業は三百人以下といふのは、中
小企業金融公庫法に明記してございま
す。それからただいまの資本金は五百
万円だが、固定資産その他から見ても
非常に優良会社だといふような場合は、
金融公庫としては、そういう内容は、
非常にいいものについては、一般市中
金融機関に依存した方がいいというア
ドバイスはやつたかもしれません。ま
あ大体中小公庫の貸出対象といふのが
比較的何と申しますか、中小の中で
も力の強いもの、つまり一般の市中金
融機関では、金が借りられないとい
うような場合にそれを補完するのが本
来の目的でございすから、ただいま御
引例のような場合には、一般市中金融
機関にお回りを願つた方がいいとい
うような話し方はしたかもしれません。

○西川弥平治君 商工中金に対して二
十億の低利資金を出してやるというこ
とは、私はまことにいいことである思
ひますが、商工中金は現在非常に業
績がよい関係かどうか知りませんが、
配当をしておるようでありす。配当
をしておるのではありませんか。一般に配
当などはもらわなくとも金利を下げて
もらいたいといふ借りる方の考えでお
るのであります。さらにここに低金利
の金を二十億をつぎ込んでいくとい
ふことになる、さらに私は商工中金が利
益が上るのではないかと思ふのであり

ますが、この利益が上るものをどうい
うふうに御処分なさるお考えでおられ
るのであります。貸出金利を下
げてもらふといふようなことはできな
いものであります。どうか、その点をお
伺いたしたいと思ひます。

○政府委員(佐久洋君) 現在商工中金
の株主といふのはほとんどが組合であ
ります。もともとあまり豊かでない組
合が多いものですから、全然無配とい
う場合に参りませんので、まあ五割の
配当、一般の市中金融機関が一割二歩
の配当でございすから、それとの見
合ひも一応考えなければならぬとい
うことで五分といふことになつてあるわけ
であります。

それから金利引き下げの問題、これ
はもう商工中金の金利が高いというこ
とは定説でございまして、特に最近一
般市中金融機関の金利といふものはか
なり下つて参つております。中小企業
を貸し付けの対象とする商工中金の金
利が高いといふことはどうしてもおか
しなことであります。大蔵省、商
工中金の当事者ともいろいろその問題
を検討いたしまして四月一日から金利
を引き下げの方針をきめて、その数字
もほぼ結論に達している次第でありま
す。

○西川弥平治君 そうすると、まあ商
工中金から借りる金利は今後下るとい
うことを考えていいわけではございま
す。

○政府委員(佐久洋君) さようでござ
います。

○西川弥平治君 なお一つ伺いたいの
は、中小企業金融公庫も先般、たしか
わすかですが金利を下げたとい
だいた。これは非常に喜んでおるわけ

であります。さらにまあ大企業にお
きましては金融が緩慢になつてきてい
るのであります。こういう際にさら
に金利を下げたことができない
かどうか。

それからこういうことを聞いていい
のか悪いのか知りませんが、中小企業
金融公庫自体が今あれだけの仕事を
やつておつてかなりの利益を上げてお
るのではないかと私は想像しておるの
ですが、あそこは決して利益を上げる
必要はないところだと思ふのでありま
すが、そういう面から考えてみていた
だいても、金利を下げたただけの
じやないかと思ひますが、その点いか
がですか。

○政府委員(佐久洋君) お話しのとこ
ろは全く同感でございまして、中小企業
金融公庫の利子が九分六厘であります
が、大企業を対象とする開発銀行が九
分、中小企業を対象とする中小企業金
融公庫が九分六厘といふのは、どうし
てもそういう方面から見ればバランス
がとれない。これは下げなくつちやなら
ないと思つております。ただこれを四
月一日から幾ら下げられるといふこと
ろまで実は結論が出ておりませんが、
今後の方針としてはもつと下げたいと
いふふうに考えておるわけではござい
ます。

それから利益金の問題でございすが
が、これはお説の通り、本来公庫は利
益を得ることを目的とする性質のもの
じゃございせん。かりに利益があれば
これは全部国庫に納付するといふ建
前になつております。ただいまのところ
は納付したことはないでございま
すが、将来、今後利益が上ればこれは

納付すると、こういうことになつてお
ります。

○西川弥平治君 最後に一つ伺つてお
きたいと思ひますのは、これはちよつ
と聞き方によつては、非常に悪く聞こ
えるかもしれませんが、そういう悪い
意味でないことを一つ前提としていた
だきたいと思ひますが、一般普通銀行
から金を借りるよりもまあ中小企業金
融公庫とかあるよりは商工中金から金
を借りるの、いとその手続その他が簡
単にできて、いわゆる金を借りるため
の経費が安くつくといふようなこと
を、われわれはこいねがつておるの
でございす。ところがそれが逆だとい
うようなことを言うておる人がありま
すが、要するに手続が非常に一般銀行
よりむずかしい、また、その手続をす
るための経費がかかるというこを
言つておるのであります。こいねを
点に対して中小企業庁あたりがどうい
う見方をしておられるか。また、そ
ういふことに対する監督をどういふ
にお考えになつておりますか、伺いた
い。

○政府委員(佐久洋君) 一般市中金融
機関でも、全然見ず知らずの人が行
つて、その調査をするといふことにな
れば、やはり相当めんどうございす。た
だ、普通の場合においては、大体そこ
取引のある人が一般市中金融機関に借
りにくるのでありますから、あらた
めて資産調査とか信用調査をやる必要
がない、こいねう点から見ますと、中
小企業金融公庫へ来る人は大体新しい
人が多いのでありますから、その比較
においては若干めんどうだといふ面も
あるかと思ひます。しかし、時に市中

金融機関と比べてきわめて繁雑だといふような手続は、少くともこの公庫の定められた手続としてはないのでございませう。先ほど申しましたように、出先、出先と申すか、代理店がそれ以上のことを行つておられるという例があれば、これは別の話でございませうが、手続はなるべく簡素化して、特に零細企業、あるいは貸出金百万円以下というようなものについては、企業自体が大体零細でありますから、特にそういうものに対する貸出の場合には、手続を簡素化するようという指導は今日までやつてきております。近頃また一段と簡素化するような政策をきめた、遠からずこれは発表できると思ひます。

○西川弥平治君 わかりました。

○委員長(三輪貞治君) この際、私から一つ聞きたいのですが、中小企業金融関係の資料の一番あとのページ、これにずっと業種別、設備、運転資金別に数字が載つておりますが、サービス業、これに設備が約九億、運転で四億一千何がしというものが出ておりますが、総計十三億、比率で二割を占めておる。このサービス業の内訳はどういうふうになつておられますか。

○政府委員(佐久洋君) これは、おもな業種は機械修理業とか、外食券食堂、それから風呂屋等が主な業種でございませう。

○委員長(三輪貞治君) おもなものはそれでよろしいが、まさかパチンコ屋や特飲店は含んでいないでしょうか。

○政府委員(佐久洋君) それはもう全然含んでおりません。

○委員長(三輪貞治君) その金額はどうなつておりますか、おもな業種別の金額は。

○政府委員(佐久洋君) ここに資料がございませうので、あとで調べて御報告申し上げます。

○古池信三君 ちょっとお尋ねします。が、今までにあるいは御説明があつたかとも存じます。が、今度の改正によつて、二十億円の低利資金が商工中金の方に回ることになるわけですが、そのしきと、それによつて商工中金の方の金利がどのくらいに下るのか、その見通しはわかつていますか。

○政府委員(佐久洋君) 二十億の金を出しまして、浮いてくる金と申しますと千五百万円ぐらいでございませう。これだけではそれ大した金利の引き下げといふことはできません。金利の引き下げをやるためには、企業努力とか、あるいは今後の中金債の発行の場合に、発行の条件がだいたい下つてくる、そういうことを期待する、あるいは、年末の金融の際に、今までは日銀から借りておりましたが、市中金融機関から短期のものを借りた方が利子が安いというふうな関係で、そういうものに依存する、いろいろな方法を講じて、ただいまのところは三億数千万円の余裕といふものを出しておる。それで金利を引き下げたい、こういうふうにして考へておるわけでありませう。

○古池信三君 そうすると、二十億による金利の引き下げといふことは大したものじゃない。むしろ九牛の一毛といひますか、そういう程度なんですか。

○政府委員(佐久洋君) 九牛の一毛といふほどひどくもないのですが、大体私どもが推算いたしました、かりに二厘五毛下げるとしても三億四、五千万円要るわけでございますから、その中

の千五百万円ではわずかと、こういうわけでありませう。

○古池信三君 こういうふうなやり方というものは、三十一年度だけで済むか。あるいは将来も引き続いてやられる考へがあるのですか。

○政府委員(佐久洋君) これは考へ方の問題であります。商工中金の金利を引き下げるためには、実は運用部資金というより、現在のほかの金に比べれば低利なものでありますから、そういうものを今後といへども商工中金に流していくという必要があると思ひます。ただ、ただいま御提案申し上げておる法律改正は三十一年度限りのものであります。

○古池信三君 むしろ商工中金の金利引き下げといふことを考へるならば、中小企業金融公庫を通じて直接商工中金の方に資金運用部の資金がたくさん行くように法的にも考へられたらいいじゃないかと思ひますが、これについてはどう考へますか。

○政府委員(佐久洋君) お説は全く私どもも同感で、その点を私どもも考へたのでございませう。資金運用部資金法によりまして、国または国に準ずる機関以外に政府の金は貸せないということになつておまして、それは実質的な議論をすれば商工中金も政府機関といふことになるかもしませんが、法的な議論としては、国または国に準ずる機関といふことにはなりません。で、全くのこれは便法として中小企業金融公庫を通して貸すという手段を講ずるを得ないわけでありませう。

○古池信三君 関連したことになると思いますが、生産性本部から十億円をやはり借り入れるということになつておるわけですが、これは余剰農産物による資金が生産性本部に入つて、それがさらにこちらへ回つてくる、こういうふう

に了解しているわけですが。

○政府委員(佐久洋君) お説の通りでございませう。

○古池信三君 そうしますと、余剰農産物の資金の利用といふことは生産性本部の運動を強化するということに目的があるだろうと思ひます。ところが、その目的を逸脱して、商工中金の方の資金に回すといふことは、これは余剰農産物資金の本来の運用という点から見て果して許されることかどうか。また、これについてはアメリカとの間の話し合いが必要であると思ひますが、そういう点は十分アメリカは了解しておるかどうか。

○政府委員(佐久洋君) これはアメリカの話は完全についております。それから生産性本部に貸した金を商工中金に貸してしまつたのでは生産性本部を援助することにはならないというお説であります。これは内輪を打ちあけたところを申しますと、生産性本部に貸すときには余剰農産物の資金から四分で貸すわけでありませう。商工中金はそれを六分五厘で借りまして、二分五厘というものは生産性本部の事業資金として出るわけでありませう。まあかたがた商工中金の金利引き下げの一助にもなり、同時に生産性本部の活動の資金にもなるというのをねらい、それで、商工中金に十億貸したといふのも、結局は中小企業に対する貸し付けでありますから、生産性本部の目的の一部もかなえられる、こういうふうな考へ方で講じた方法であります。

○古池信三君 大休わかりましたが、生産性本部が十億円という金を運用を受けて、そして二分五厘の利ざやをかせぐと、そういうことは生産性本部としてはあまりやるべきでないように思ひます。むしろそりやうなことに、十億円なら十億円の金を直接生産性本部の運動に使へばいいのであつて、その利息のさやをもうけるという

ことは、これはちよつと筋が通らぬように私は思ひますが、どうですか。

○政府委員(佐久洋君) 筋の問題はまあ別として、実はいきさつから申しますと、運用部資金をまるまる二十億商工中金に貸すという形が望ましいといふので、私どももそういう考へで初めはいつたのでございませうが、運用部資金の金も非常に緊要であるといふやうなことで、どうしても十億しか出ない。ところが十億ではどうしても金利引下げ、その他の財源からいって足りない、こういうので、剰余の策と申しますか、考へようによつちや名案だと言ふ人もあるのですが、最後にとられた手段でございませう。

○古池信三君 どうもその政策の考へ方が不徹底なように思ひますが、もしも中小企業を援助してやるという意味ならば、生産性本部が借り入れた四分の金利で、そのままだとやをかせがないで、商工中金に貸してやつたらいいじゃないか。あるいはまたこの本来の生産性向上の運動に寄与せしめようと、こりやうのならば商工中金を通じて使わせる場合に、これだけの十億の金は生産性向上の費用に使うべし、こりやういふものをつけて貸すとか何か、そりやうなわけなのですが、ただばく然と商工中金に貸して、しかもその間に金利はさやを取るといふのでは、はなは

